

令和7年度平和の礎建立30周年シンポジウム開催業務委託
企画提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度平和の礎建立30周年シンポジウム開催業務委託

2 委託契約期間

契約の日から令和8年2月28日まで

3 業務の目的

戦後80年および平和の礎建立30年の節目に、平和の礎建立の意義を再確認するとともに、平和継承にかかる機運醸成、今後の県の取り組みのさらなる充実を図ることを目的に、平和の礎建立30周年記念シンポジウムを開催する。また、アーカイブ映像の配信等により、国籍を問わず、また、軍人や民間の区別なく刻銘している「平和の礎」の理念を幅広く発信する。

4 業務の概要

- (1) 平和の礎建立30周年をテーマとするシンポジウムの実施(ライブ配信含む)及び各種手配
開催場所：沖縄県平和祈念資料館（平和祈念ホール）
開催時期：令和7年11月16日（日）（予定）
- (2) アーカイブ映像の作成、及び配信
- (3) 平和の礎のあゆみ パネル作製

5 企画提案を求める事項

「6 業務の内容」に沿って、特に次の事項について提案すること。ただし、提案された企画の実施を保証するものではない。

- a シンポジウムを開催する場所及び提案理由
- b シンポジウム開催に協力いただく関係者等
- c シンポジウムの実施時期
- d シンポジウムのテーマ及びプログラム（時間配分を含む）
- e 司会1名及び登壇者（有識者、学生等8名程度）並びにそれぞれの提案理由
- f クロストークの流れ（話題とするテーマ等）
- g 目標来場者数及び目標来場者数を達成するための集客方法
- h 開催までの作業スケジュール
- i アーカイブ映像の作成配信手順等

- j シンポジウム内で行うクロストークに向けた学生向け事前学習（ワークショップ）のテーマ及びプログラム（時間配分を含む）
- k 平和の礎のあゆみパネル作製案（3～5枚程度で紹介）

e 登壇者等の提案について

登壇する有識者等は、沖縄県と協議のうえ決定するものとするが「3業務の目的」に応じた有識者等を候補として提示すること。

g 集客方法の提案について

平和に関する内容を題材とした歌唱などのオープニングアクトを実施し、来場者の関心を高め、効果的な発信ができる内容を提示すること。また、周知の方法についても具体的に明示すること。最終的には沖縄県と協議のうえ決定する。

6 業務の内容

シンポジウム、ワークショップの実施やアーカイブ映像の作成、配信等実施など、以下の業務を委託する。

(1) 次世代に平和を継承するためのワークショップの実施

県内の学生等を対象に、沖縄戦の実相や教訓を学習し、平和を希求する「沖縄のこころ」の理解を深めるためのワークショップを開催する。なお、今後の平和継承について沖縄県へ提案したい施策をワークショップのアウトプットとし、シンポジウムのクロストークで知事に直接伝えることを想定している。

ア ワorkshop対象者

高校生・大学生（8名程度）、有識者など

イ 実施時期

シンポジウム当日の午前中を想定（シンポジウムは午後開催予定）

ウ ワorkshopの内容

沖縄戦の実相の学習と「沖縄のこころ」の理解を深め、今後の県の取り組みのさらなる充実を図るためのワークショップを企画・提案していただく。

(2) 平和の礎建立30周年をテーマとするシンポジウムの実施（ライブ配信含む）及び各種手配

ア 県内及び県外有識者等との連絡調整及び連絡調整支援

イ 県外有識者等の航空券や宿泊先、県内における移動手段等の確保、

※県内有識者等についても必要に応じて実施する

- ウ 県内におけるアテンド業務
- エ シンポジウム企画実施業務
- オ 運営・人員体制の計画や全体スケジュール作成など管理運営業務
- カ シンポジウムの登壇者や司会の選定、手話通訳の手配、出演依頼、旅費や謝金の支払い、登壇者等との連絡調整業務、なお、登壇者に英語話者が含まれる場合は、通訳者も配置する。
- キ 会場との調整、シンポジウム進行表や参加者リストなど必要な資料の作成業務
- ク シンポジウムチラシ等広報媒体の作成、周知・広報業務、集客に関する業務
- ケ シンポジウムにおける参加者の集計やアンケート、映像・写真等による記録業務
- コ シンポジウム映像のオンラインによる生配信の実施業務
- サ シンポジウム実施後におけるアーカイブ映像作成、配信業務
- シ シンポジウム実施後における報告書の作成業務

エ シンポジウム企画実施業務について

以下の内容（例示）をもとに、シンポジウム（講演、クロストーク）のテーマを提案すること。その他、相応しいテーマがある場合は提案すること。

シンポジウムは、二部構成を基本とし、第一部では基調講演等を実施、第二部ではクロストークおよび質疑応答を実施することとし、具体的なプログラムを提案すること。

なお、クロストークのテーマ及びプログラム内容については、最終的に県と協議の上決定する。

（講演の内容（例示））

参加者が平和の礎のこれまでのあゆみと未来への展望を考える内容とする。

（クロストークの内容（例示））

知事、若者、有識者などが平和継承について意見を交わす内容とする

カ シンポジウムの登壇者や司会の選定、旅費や謝金等の支払いなどの業務について

クロストークへの登壇者については、知事、学生、基調講演を行っていただく有識者等を基本とすること。

ク シンポジウムの周知・広報業務、集客に関する業務について
より多くの方に周知する必要があるため、シンポジウムの開催や内容の情報については、ポスター、ビラ、新聞、テレビ、SNSでの周知活動など、周知・集客効果がある広報手段は可能な限り実施するとともに、実際に多くの参加者が集うシンポジウムを実現すること。

(3) アーカイブ映像の作成、及び配信

※本業務で撮影した画像素材は、全て二次使用が可能な条件とすること

(4) 委託者からの提案に基づく情報発信強化の取組

ア ライブ配信について、幅広く周知する

イ アーカイブ映像について、幅広く周知する

(5) その他シンポジウムの開催等に付随して発生する業務

(6) パネルの作製

ア パネルの概要

平和の礎の概要、建立の目的、理念を紹介するパネルを作製する。

作製したパネルは平和関連イベントや公共施設など必要に応じて展示予定。

パネルに掲載する文、写真等について、情報収集する。

イ パネルの大きさ

A 1、自立式パネル 3～5枚程度

7 経費の算出について

経費を算出するにあたっては、以下の項目及び条件で行うこと。

なお、これは積算のための条件であり、実際の実施にあたっては、沖縄県と協議のうえ決定すること。

(1) 直接人件費

直接人件費には、「6 業務の内容」に掲げる全ての業務に直接必要となる者の時給単価及び時間数を記載し計上すること。

ア 統括担当者 複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

イ 専門員A 一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当する。

ウ 専門員B 上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成

する。

(2) 直接経費

「(1) 直接人件費」を除く、「4 業務の内容」に掲げる全ての業務を実施するため必要な旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、会議費等を計上すること。単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

(3) 再委託費

業務に直接必要な経費のうち、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象とする。単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

(4) 一般管理費

一般管理費は、業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費であり、 $((1)直接人件費 + (2)直接経費 - (3)再委託費) \times 10\%$ 以内とすること。

(5) 消費税及び地方消費税

$((1)直接人件費 + (2)直接経費 + (3)再委託費 + (4)一般管理費) \times 10\%$ とすること。

(6) 総額

上記(1)から(5)までを合計した総額を示すこと

8 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、受託事業者において事務局を設置するとともに、統轄担当者を配置すること。
- (2) 委託契約締結後、14日以内に業務実施計画書（任意様式）を県に提出すること。
- (3) 事務局は、沖縄県の求めがあった場合は随時の調整を行うとともに、本委託業務の進捗状況等を報告すること。
- (4) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (5) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処

理すること。

- (6) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (8) 本業務において書籍その他の資料を購入した場合、当該資料は業務完了後に県に引き継ぐこと。

9 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で、事業実施に要した経費を精算するものであるため、次の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託料の支払については、委託業務に係る経費の支出額、支出先、支出目的を明らかにする証憑書類（領収書など）を沖縄県が検査し、精算額を確定させた上で支払うものであること。
- (2) 委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、使途を明らかにすること。これを満たさない場合は当該委託費を減額する場合がある。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載しておくこと。
- (4) 委託業務にかかる経費の証憑書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した日の属する年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払方法は、精算払を原則とし、必要に応じて概算払に応じるものであること。ただし、概算払を希望する場合は、年間の事業計画に即した概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施に当たって、財産の取得は認めない。

10 再委託について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることが出来ない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、予め県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

[契約の主たる部分]

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、以下の通りとする。

ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応

イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務。ただし、その業務の範囲においては、県と事前に協議を行い、確認すること。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

[その他、簡易な業務]

ア 資料の収集・整理

イ 撮影・複写・翻訳・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 文字書き起こし・議事録作成

オ ホームページ、広報媒体作成

11 事業の成果品及び著作権

受託事業者は、委託業務の完了後、本事業の成果品として、事業実績報告書を提出すること（紙媒体5部及び電子データ）。本事業で作成したデータ、写真素材、著作物等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとする。

この場合において、本業務の実施に当たり、第三者の著作物その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用でもって処理するものとする。

12 その他

(1) 本仕様書に記載の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

- (2) 受託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、沖縄県及び受託事業者双方合意のうえ、決定するものとする。
- (4) 成果品に本件受託事業者の誤りによる欠陥・訂正事項が発見された場合は、自己の負担において速やかに訂正し、提出するものとする。
- (5) この仕様書に疑義を生じた場合、あるいは記載のない事項については、沖縄県と協議して定めるものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して決定するものとする。